

免税軽油を使用する皆さまへ



免税証による軽油引取税の

免税額が

令和8年4月1日から

1ℓあたり15円

になります

軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）は、1ℓあたり32.1円ですが、その適用期間は令和8年3月31日までとされています。

令和8年4月1日以降については、1ℓあたり15円の税率となりますので、免税証による軽油引取税の免税額も15円となります。

※ 法案が3月31日までに成立して、4月1日時点で税率が変更になる場合について記載しています。

### お問い合わせ先

香川県県税事務所 軽油引取税課 免税担当

〒760-0068 高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎内

TEL 087-806-0317